

当会社と東洋紡フィルムソリューション株式会社との吸収合併
に係る会社法第 801 条第 1 項に定める事後開示書面

東洋紡株式会社

目 次

1. 吸収合併の効力が生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）
2. （1）消滅会社における吸収合併をやめることの請求手続きの経過
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

（2）消滅会社における反対株主の株式買取請求手続きの経過
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

（3）消滅会社における新株予約権買取請求手続きの経過
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

（4）消滅会社における債権者の異議手続きの経過
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
3. （1）存続会社における吸収合併をやめることの請求手続きの経過
（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（2）存続会社における反対株主の株式買取請求手続きの経過
（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（3）存続会社における債権者の異議手続きの経過
（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
4. 存続会社が吸収合併により消滅会社から承継した重要な権利義務
（会社法施行規則第 200 条第 4 号）
5. 消滅会社の事前開示書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）
6. 変更登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）
7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

当社は、当社を存続会社、東洋紡フィルムソリューション株式会社を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）に関し、会社法第 801 条第 1 項の定めに従い、本書面を当社本店に備置いたします。

1. 吸収合併の効力が生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2021 年 4 月 1 日

2. (1) 消滅会社における吸収合併をやめることの請求手続きの経過
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

当社は、消滅会社の発行済株式の全部を所有しておりますので、該当事項はありません。

(2) 消滅会社における反対株主の株式買取請求手続きの経過
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

当社は、消滅会社の発行済株式の全部を所有しておりますので、該当事項はありません。

(3) 消滅会社における新株予約権買取請求手続きの経過
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 消滅会社における債権者の異議手続きの経過
（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 1 月 19 日付官報において、債権者に対し本件合併について異議申述公告を行うとともに、同日付で知れたる債権者に個別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. (1) 存続会社における吸収合併をやめることの請求手続きの経過
（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社株主が同法第 796 条の 2 の規定による本件合併をやめることの請求をすることはできません。

(2) 存続会社における反対株主の株式買取請求手続きの経過
（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社株主が同法第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求をすることはできません。

(3) 存続会社における債権者の異議手続きの経過
(会社法施行規則第200条第3号)

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定にもとづき、令和3年1月19日付官報および電子公告により、当社の債権者に対し、本件合併に関する事項を公告いたしました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 存続会社が吸収合併により消滅会社から承継した重要な権利義務
(会社法施行規則第200条第4号)

当社は、2021年4月1日をもって、消滅会社より、その資産、負債および権利義務の一切を承継しました。

5. 消滅会社の事前開示書面 (会社法施行規則第200条第5号)

別添のとおりです。

6. 変更登記をした日 (会社法施行規則第200条第6号)

2021年4月1日

7. その他吸収合併に関する重要な事項 (会社法施行規則第200条第7号)

該当事項は、ありません。

以上

2021年4月1日

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

東洋紡株式会社

代表取締役 竹内 郁 夫



別添（消滅会社の事前開示書面）

当会社と東洋紡株式会社との吸収合併に係る
会社法第 782 条第 1 項に定める事前開示書面

東洋紡フィルムソリューション株式会社

目 次

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）
4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）
5. 存続会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）
6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに
関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

当社は、東洋紡株式会社を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）に関し、会社法第 782 条第 1 項の定めに従い、本書面を当社本店に備置いたします。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

契約の内容は、別添 1 の吸収合併契約書のとおりであります。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

本件合併は、存続会社が、当社の発行済株式の全部を所有しておりますので、本件合併に際しては、消滅会社の株主に対して存続会社の株式その他の資産の割当を行わず、また、本件合併により存続会社の資本金および準備金は増加しません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

該当事項は、ありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項は、ありません。

5. 存続会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

(1) 別添 2 の計算書類等のとおりです。

(2) 存続会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無およびその内容

該当事項は、ありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

2020年3月31日時点における存続会社および2019年12月31日時点における消滅会社の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は、以下のとおりです。

存続会社	資産の額	421,625百万円
	負債の額	259,591百万円
	純資産の額	162,034百万円
消滅会社	資産の額	16,723百万円
	負債の額	8,486百万円
	純資産の額	8,237百万円

本件合併後における存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、存続会社の負担する債務は、本件合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

以上

なお、本書面記載事項のうち、写しである書類については、原本の写しに相違ありません。

2021年1月19日

東京都中央区京橋一丁目17番10号

東洋紡フィルムソリューション株式会社

代表取締役社長 能美慶弘



別添 1（合併契約書）



合併契約書

東洋紡株式会社（以下、「甲」という。）と、東洋紡フィルムソリューション株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

甲：吸収合併存続会社

商号：東洋紡株式会社

住所：大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

乙：吸収合併消滅会社

商号：東洋紡フィルムソリューション株式会社

住所：東京都中央区京橋一丁目17番10号

第2条（合併対価）

甲は、本合併に際して、一切の対価を交付しない。

第3条（資本金及び準備金）

甲は、本合併において、資本金及び準備金の額を変更しない。

第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2021年4月1日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第5条（合併承認株主総会）

甲は会社法第796条第2項、乙は会社法第784条第1項の規定により、株主総会における本契約の承認を得ずに合併する。

第6条（会社財産の引継）

甲は、乙の2019年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において引き継ぐ。

2. 乙は、2020年1月1日から効力発生日の前日までの資産、負債及び権利義務の変動について、その内容を別に計算書を添付して甲に明示するものとする。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日の前日まで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理をするものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

第8条（従業員の処遇）

甲は、乙の従業員を効力発生日において、甲の従業員として引継ぐものとする。ただし、細目については、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

第9条（解散後の費用）

効力発生日において、乙の解散のために支出する費用は、すべて甲の負担とする。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めた事項のほか、本合併に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

第12条（主務官庁の許可）

本契約は、甲及び乙の適法な機関による承認決定並びに法令に定める関係官庁の承認を得られないときは、効力を失う。

本契約締結の証として本書1通を作成し、各当事者が署名又は記名押印のうえ、甲が原本を保管し、乙は写しを保管する。

2020年12月25日

甲 大阪市北区堂島浜二丁目2番8号
東洋紡株式会社
代表取締役社長 檜原誠 慈



乙 東京都中央区京橋一丁目17番10号
東洋紡フィルムソリューション株式会社
代表取締役社長 能美慶弘



別添 2 (存続会社の計算書類等)

事業報告

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告書

第162期

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

事 業 報 告

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書

監 査 役 会 の 監 査 報 告 書

東 洋 紡 株 式 会 社

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、「当年度」といいます。）における当社グループを取り巻く事業環境は、前半は低金利に支えられ緩やかな景気拡大を維持したものの、後半は、米中貿易摩擦による中国経済の減速の影響などで世界的にデフレ懸念が台頭しました。年度末にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大が加わり、人の移動も含め経済活動の停滞と金融市場の混乱を招くなど、景気は一気に減速しました。

このような環境のもと、当社グループは、「2018年中期経営計画」において成長分野として位置付ける「フィルム&コーティング」、「モビリティ」、「ヘルスケア&ウェルネス」に注力してきました。特に、「フィルム&コーティング」では、液晶偏光子保護フィルム“コスモシャインSRF”が、厳しい外部環境にもかかわらず、販売を着実に伸ばしました。さらには、フィルム事業基盤をより強固にするため、2019年10月1日付で、帝人株式会社が保有する子会社2社の全株式を取得し、一体運営を開始しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う世界経済の停滞は、当社グループの自動車関連製品をはじめとするさまざまな事業活動に影響を及ぼしはじめました。一方で、検査機関等の要請に対応し、新型コロナウイルスのPCR検査用試薬を大幅に増産しました。

以上の結果、当年度の売上高は3,396億7百万円と前年度比0.9%の増収、営業利益は227億94百万円と前年度比4.9%の増益、経常利益は180億35百万円と前年度比1.4%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、火災事故の受取保険金106億47百万円を特別利益に計上したこともあり、137億74百万円（前年度は親会社株主に帰属する当期純損失6億3百万円）となりました。

事業区分別の概況

事業区分別の概況は、次のとおりです。

フィルム・機能樹脂事業

当事業は、フィルム事業、機能樹脂事業ともに好調に推移した結果、前年度に比べ増収増益となりました。

フィルム事業では、包装用フィルムは、世の中の環境意識の高まりを受け、環境に配慮した製品の販売が好調でした。工業用フィルムは、セラミックコンデンサ用離型フィルム“コスモピール”が電子関連部品の生産調整の影響を受けましたが、液晶偏光子保護フィルム“コスモシャインSRF”は生産性を向上し、大手偏光板メーカー向けの販売を順調に拡大しました。

機能樹脂事業では、エンジニアリングプラスチックは、世界的自動車減産の動きの中、新型コロナウイルス感染症による自動車メーカーの操業停止の影響を受け、さらに、中国向けの工作機械用途等の樹脂販売が伸びず苦戦しました。ポリオレフィン用接着性付与剤“ハードレン”は海外向けに販売を伸ばしました。

産業マテリアル事業

当事業は、火災事故の影響と需要減により、前年度に比べ、減収減益となりました。

エアバッグ用基布は、エンジニアリングプラスチックと同様に、自動車業界の生産鈍化に、火災事故の影響も加わり、苦戦しました。スーパー繊維事業では、“イザナス”はロープ用途を中心に販売を伸ばし、“ザイロン”は自転車タイヤ用途などで販売を拡大しました。生活・産業資材事業では、機能性クッション材“プレスエア”は2019年9月に新工場を立ち上げ、生産・販売を再開しました。

ヘルスケア事業

当事業は、バイオ・メディカル事業は費用がかさみましたが、機能膜・環境事業はおおむね堅調に推移し、前年度に比べ、増収増益となりました。

バイオ・メディカル事業では、診断薬用酵素は海外への販売が好調に推移しましたが、医薬品製造受託事業は、GMP（医薬品等の製造および品質管理基準）対応にかかる費用がかさみました。

機能膜・環境事業では、機能フィルターは事務機器向けの販売が減少しましたが、溶剤を回収するVOC処理装置・エレメントは中国をはじめ海外の環境規制強化に伴い、販売を大きく伸ばしました。

繊維・商事事業

当事業は、前年度に比べ、減収減益となりました。

中東向け特化生地は、市況の回復により販売数量が増加し、ユニフォーム用途も企業向け制服の販売が順調に伸びました。一方、インナー用途とアクリル繊維は、原料価格変動と、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中国向けの輸出が減少し、かつ、同国のサプライチェーンが混乱したことにより、低調な結果となりました。

不動産事業

その他事業

当事業では、不動産、エンジニアリング、情報処理サービス、物流サービス等のインフラ事業は、それぞれ概ね計画どおりに推移しました。

事業区分別売上高

区 分	売上高	構成比	前年度比増減率
フィルム・機能樹脂事業	1,588億円	46.8%	1.7%
産業マテリアル事業	654	19.3	△1.7
ヘルスケア事業	394	11.6	13.7
繊維・商事事業	613	18.1	△5.0
不動産事業	44	1.3	5.0
その他事業	102	2.9	△2.3
合 計	3,396	100.0	0.9

(2) 設備投資等の状況

当年度には、液晶偏光子保護フィルム“コスモシャインSRF”の生産設備増強のほか、総額364億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当年度の所要資金は、自己資金および借入金等により充当しました。
また、普通社債100億円の償還資金および銀行借入の返済資金に充当するため、普通社債の発行により250億円を調達しました。

(4) 重要な組織再編等の状況

当社は、2019年10月1日付で帝人フィルムソリューション株式会社（現 東洋紡フィルムソリューション株式会社）およびP.T. Indonesia Teijin Film Solutions（現 PT. INDONESIA TOYOBO FILM SOLUTIONS）の全株式を取得し、連結子会社としました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、企業理念『順理則裕』のもと、以下の長期構想と2018年中期経営計画に基づき、経営資源を社会課題の解決に役立つ事業へ投入し、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、経済的価値を高め、将来にわたり成長していくことをめざします。

長期構想

当社グループは、「世の中をゆたかにし、自らも成長する会社」であり続けるため、2020年4月、従来のプロダクトアウト型から、マーケットに対応したソリューション型で、よりサステナビリティを重視した業務組織体制に改編しました。「フィルム・機能マテリアル」「モビリティ」「生活・環境」「ライフサイエンス」の成長分野において、社会課題の解決に貢献する「めざす姿」に向かって、2025年度連結売上高5,000億円の成長目標を掲げ、世の中をゆたかにする事業に積極投資し、ソリューション提供を加速させ、長期的な成長を実現していきます。

ソリューション本部	めざす姿（社会課題解決への貢献）
フィルム・機能マテリアル	環境対応製品・ソリューションにおけるグローバルトップランナー
モビリティ	安心・安全・快適なモビリティ空間へのソリューションを提供するオンリーワンカンパニー
生活・環境	快適・健康な生活環境づくりに貢献するソリューション事業体
ライフサイエンス	健康社会の実現・高水準医療提供のための仕組みづくり

2018年中期経営計画

2018年度から4年間の中期経営計画では、短期的な課題に取り組みつつ、中長期的な課題への取り組みや、企業風土改革などの事業基盤づくりも進めていく「1/3思考」の考え方のもと、次の3つの重点施策を実行しています。

① 各事業に適した事業運営の徹底（中短期）

当社グループには、事業環境の異なる多くの事業が存在しているため、それぞれの事業に適したKPI（重要業績評価指標）を設定し、重点化した事業運営を推進します。成長分野には、積極的に経営資源を投入し、成長速度を高めます。

② 中長期新商品・新事業開発の強化

未来へ向けた取組みとして、成長分野に戦略的に資金を投入していきます。また、新製品開発を加速するため、社外の知識や技術を取り込む「オープンイノベーション」を積極的に推進します。

③ 事業基盤の強化

安全最優先、コンプライアンス重視の組織風土の構築に注力します。また、「カエルプロジェクト」活動の推進により、「接戦を勝ち抜く」組織風土を醸成し、成長への意識改革に取り組みます。

当社グループは、これらの長期構想や2018年中期経営計画にそって、「国連グローバル・コンパクト」に署名するとともに、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に賛同、「TCFDコンソーシアム」に参画しています。今後、社会を取り巻くさまざまな課題により一層取り組み、素材にとどまらず、工夫やアイデアによって新たな価値を創出し、社会課題の解決策を提供できるグループをめざします。

なお、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症に対しては、当社グループ従業員の安全を確保しながら、急激な景気変動などに注視しつつ、適切に対応してまいります。

(6) 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	連結会計年度			
	第 159 期 (自 2016.4 至 2017.3)	第 160 期 (自 2017.4 至 2018.3)	第 161 期 (自 2018.4 至 2019.3)	第 162 期 (当連結会計年度) (自 2019.4 至 2020.3)
売 上 高 (百万円)	329,487	331,148	336,698	339,607
営 業 利 益 (百万円)	23,332	23,923	21,727	22,794
経 常 利 益 (百万円)	20,650	20,415	17,788	18,035
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△損失) (百万円)	9,444	13,044	△603	13,774
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	106.38	146.93	△6.80	155.12
総 資 産 (百万円)	450,790	445,495	461,047	488,874
純 資 産 (百万円)	170,910	184,515	181,226	182,636

- (注) 1. 1株当たり当期純利益 (△損失) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式を控除した株式数) により算出しています。
2. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株の割合で株式併合を行ったため、第159期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」 (企業会計基準第28号 平成30年2月16日) を第161期 (前連結会計年度) より適用したことにより、第160期の総資産の金額は組替え後の金額で表示しています。
4. 第159期は、中国市況の軟化や原油価格の下落に伴う販売価格の値下げなどを受け、前年度比で売上高は減少したものの、コスト削減などにより経常利益は増加しました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、在外子会社の事業休止による費用が発生したことなどにより前年度比減少しました。
5. 第160期は、工業用フィルムなどが販売を伸ばし、売上高は前年度比で増加しました。経常利益は受取設備負担金の減少などにより減少しました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、防弾ベストに関連した訴訟の和解金の支払いなどが発生しましたが、本社ビルの信託受益権譲渡による固定資産売却益が発生したことなどにより前年度比増加しました。
6. 第161期は、工業用フィルムなどの販売は好調に推移しましたが、原燃料価格変動の影響を受け、営業利益、経常利益ともに前年度比で減少しました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、火災による損失を特別損失に計上したことなどにより、当期純損失となりました。
7. 第162期は、工業フィルムなどが販売を伸ばし、売上高、営業利益、経常利益が前年度比で増加しました。また、火災事故の受取保険金を計上したこともあり、親会社株主に帰属する当期純利益が前年度比で大幅に増加しました。

(7) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
東洋紡フィルムソリューション株式会社	10,510	100.0	フィルムの製造・販売
日本エクスラン工業株式会社	3,000	80.0	アクリル繊維の製造・販売
東洋紡 S T C 株式会社	2,500	100.0	フィルム、機能樹脂、産業マテリアル関連製品の販売、衣料繊維の開発・販売
呉羽 テック 株式会社	400	100.0	不織布の製造・販売
東洋紡エンジニアリング株式会社	120	100.0	建物、機械の設計・施工
東洋紡不動産株式会社	100	100.0	不動産の売買・賃貸
御幸毛織株式会社	100	100.0	紳士服地の製造・販売
東洋クロス株式会社	100	100.0	クロス、ビニルレザー、合成皮革等の製造・販売

- (注) 1. 2019年10月1日付で帝人フィルムソリューション株式会社の全株式を取得、同社を連結子会社とし、商号を東洋紡フィルムソリューション株式会社に変更しました。
 2. 重要な子会社の状況に記載した8社を含み、連結子会社は53社、持分法適用会社は6社です。

(8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

区分	主要製品
フィルム・機能樹脂事業	包装用フィルム、工業用フィルム、工業用接着剤、エンジニアリングプラスチック、光機能材料等
産業マテリアル事業	自動車用繊維資材、スーパー繊維、不織布等
ヘルスケア事業	診断薬用酵素等のバイオ製品、医薬品、医用膜、医療機器、アクア膜、機能フィルター等
繊維・商事事業	機能衣料、アパレル製品、衣料テキスタイル、衣料ファイバー等
不動産事業	不動産の賃貸・管理等
その他の事業	建物、機械等の設計・施工、情報処理サービス、物流サービス等

(9) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

本 社	大阪市
支 社	東京支社 (東京都中央区)、名古屋支社 (名古屋市)
工 場	敦賀事業所 (福井県敦賀市)、岩国事業所 (山口県岩国市)、富山事業所 (富山県射水市)、三重工場 (三重県四日市市)、犬山工場 (愛知県犬山市)、高砂工場 (兵庫県高砂市)
研 究 所	総合研究所 (滋賀県大津市)

② 子会社

東洋紡フィルムソリューション株式会社	本社 (東京都中央区) 宇都宮事業所 (宇都宮市)
日本エクスラン工業株式会社	本社 (大阪市) 西大寺工場 (岡山市)
東洋紡 S T C 株式会社	本社 (大阪市)
呉羽 テ ッ ク 株式会社	本社工場 (滋賀県栗東市)
東洋紡エンジニアリング株式会社	本社 (大阪市)
東洋紡不動産株式会社	本社 (大阪市)
御幸毛織株式会社	本社 (名古屋市)
東洋クロス株式会社	本店・樽井事業所 (大阪府泉南市)

(10) 当社グループおよび当社の従業員状況 (2020年3月31日現在)

	従 業 員 数	前年度末比増減
当社グループ	10,073名	501名増
当 社	3,181名	73名増

(注) 当社の従業員数は出向者を除いた就業人員です。

(1) 当社グループの主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	21,226百万円
株式会社三井住友銀行	16,765
株式会社三菱UFJ銀行	14,282
三井住友信託銀行株式会社	6,028
日本生命保険相互会社	4,900
農林中央金庫	4,500

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 89,048,792株
(自己株式237,610株を含む)
- (3) 株主数 59,813名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,610千株	8.57%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,587	8.54
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	3,558	4.01
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,750	1.97
東 友 会	1,741	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,681	1.89
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	1,675	1.89
東 洋 紡 従 業 員 持 株 会	1,669	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,585	1.79
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,462	1.65

(注) 持株比率は、自己株式 (237,610株) を控除して計算しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2020年3月31日現在)

該当事項は、ありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	坂 元 龍 三	
代表取締役社長 (社長執行役員)	橋 原 誠 慈	内部監査部、カエルプロジェクト推進部の統括
代 表 取 締 役 (専務執行役員)	渡 邊 賢	環境安全・品質保証統括部、財務部、経理部、調達・物流部、 人事部の統括。カエルプロジェクト推進部の担当
取 締 役 (常務執行役員)	竹 中 茂 夫	化成品部門の統括。スペシャリティケミカル本部長。 敦賀事業所の統括
取 締 役 (常務執行役員)	上 乃 均	ヘルスケア部門の統括。バイオ・メディカル本部長 Spinreact, S.A.U. 取締役会長
取 締 役 (常務執行役員)	西 山 重 雄	繊維機能材部門の統括。岩国事業所の統括 東洋紡 S T C 株式会社 代表取締役社長
取 締 役	岡 豪 敏	弁護士 (弁護士法人近畿中央法律事務所 代表社員)
取 締 役	中 村 勝	
取 締 役	磯 貝 恭 史	
取 締 役	桜 木 君 枝	会津大学大学院特任教授
監査役 (常勤)	永 田 種 昭	
監査役 (常勤)	飯 塚 康 広	
監 査 役	竹 中 史 郎	株式会社オージス総研 社外監査役
監 査 役	杉 本 宏 之	公認会計士 (杉本公認会計士事務所 代表) サカタインクス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 岡 豪敏、中村 勝、磯貝 恭史および桜木 君枝の各氏は、社外取締役です。
 2. 監査役 竹中 史郎および杉本 宏之の両氏は、社外監査役です。
 3. 監査役 杉本 宏之氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 4. 取締役 桜木 君枝氏は、2019年6月25日開催の第161回定時株主総会において選任され就任しました。
 5. 当社は、取締役 岡 豪敏、中村 勝、磯貝 恭史および桜木 君枝の各氏ならびに監査役 竹中 史郎および杉本 宏之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しています。
 6. 社外役員の重要な兼職先と当社との間に、特別な関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			月例報酬	譲渡制限付株式報酬
	名	百万円	百万円	百万円
取 締 役 (うち社外取締役)	10 (4)	379 (39)	350 (39)	28 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	67 (16)	67 (16)	— (一)
合 計 (うち社外役員)	14 (6)	446 (55)	418 (55)	28 (一)

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しています。
2. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	岡 豪 敏	当事業年度開催の取締役会19回中18回に出席し、主に弁護士としての専門的見地や幅広い見識に基づき発言をしました。
取 締 役	中 村 勝	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者としての見地や幅広い見識に基づき発言をしました。
取 締 役	磯 貝 恭 史	当事業年度開催の取締役会19回中16回に出席し、主に品質管理分野に精通した学識経験者としての専門的見地や幅広い見識に基づき発言をしました。
取 締 役	桜 木 君 枝	2019年6月25日就任以降開催の取締役会15回すべてに出席し、リスク管理など上場会社等他社における豊富な経験や幅広い見識に基づき発言をしました。
監 査 役	竹 中 史 郎	当事業年度開催の取締役会19回および監査役会15回すべてに出席し、上場会社等他社における豊富な監査役の経験や幅広い見識に基づき意見を述べました。
監 査 役	杉 本 宏 之	当事業年度開催の取締役会19回中18回および監査役会15回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地や幅広い見識に基づき意見を述べました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当社の会計監査人としての報酬等の額	90百万円
2. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	145百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人による監査計画の内容、職務遂行状況、および報酬見積りの算定方法などについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 非監査業務の内容

コンフォートレター作成業務他。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から解任した旨および解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社は、時代の変化に対応し、持続的な企業価値向上のため、「意思決定の迅速性と的確性の確保」「経営の透明性確保」「公正性重視」の考えに立ち、「グループガバナンスの強化」「リスクマネジメントとコンプライアンス体制の強化」等に取り組みます。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「決定・監督」と、「業務執行」を明確に分離することにより、経営の透明性、公正性を高めるため、執行役員制をとります。執行役員制については経営規則により明確に規定し、取締役会が執行役員による業務執行を監督する体制とするとともに、執行役員は法令および定款の定めを順守する義務を負うことを執行役員規則に明確に規定します。
- ・コンプライアンス担当執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともにコンプライアンス部を設置し、グループ全体にわたって法令順守を推進します。また、内部通報窓口としてコンプライアンス相談窓口を設置します。
- ・「東洋紡グループ企業行動憲章」「東洋紡グループ社員行動基準」を制定し、当社グループの役員および従業員に配付して法令および企業倫理の順守を周知徹底します。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制のもと、取締役会による迅速な意思決定と執行役員による効率的な業務執行ができる体制とします。
- ・「決定・監督」は取締役会が担当し、取締役会長が議長を務めます。「業務執行」では、取締役社長が執行の長として、統括執行役員会議の議長を務めるとともに、執行役員会議を招集します。
- ・統括執行役員会議では、取締役会決議事項の事前審議と取締役会より委任された業務執行に関する事項の決定を行い、執行役員会議では、経営方針の伝達や組織横断的な全社課題の進捗報告を行うなど効率的な業務執行に努めます。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役および執行役員は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の文書情報管理規定に従い適切に保存および管理を行います。

(5) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・統括執行役員会議の下部機関として企画審議会、管理審議会を設置し、それぞれ重要な設備投資および新規事業案件、重要な投融資案件等をそれぞれ専門的な観点から審議することにより、経営に関するリスクを管理します。
- ・取締役社長を委員長とする「CSR委員会」を設置し、その下に「地球環境・安全委員会」「PL/QA委員会」「コンプライアンス委員会」「輸出審査委員会」「内部統制委員会」「情報委員会」「研究開発委員会」「知的財産委員会」を置き、当社グループ全体にわたって各種のリスクに対応します。

(6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ経営については、当該会社の事業内容に応じ当社の事業本部ごとに管理するとともに、経営企画部が全体的な観点からガバナンスを推進する体制とします。
- ・関係会社の重要な意思決定事項については、取締役会規則、統括執行役員会議規則、関係会社管理内規等により、会社法に則って当社が関与できる範囲を明確にして業務の適正を確保します。
- ・コンプライアンスについては、当社がグループ全体にわたって法令順守を推進します。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、グループ会社を含めた内部統制の体制を整備し、その有効な運用および評価を行います。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役の職務を補助するため、監査役スタッフを置き、監査役がその指揮命令権を保持します。また、当該スタッフに関する任命および解任、人事考課・一時金の業績評価等の人事運用については監査役会の同意を必要とし、賞罰規定の適用についても監査役会の意見を聞きます。
- ② 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社およびグループ会社は、監査役監査を定期的に受け、業務状況報告を行います。さらに、当社グループの役員および従業員は、当社監査役から報告を求められたとき、速やかにかつ適切に報告を行います。
 - ・当社グループの役員および従業員が当社監査役に直接相談・報告することができるよう専用のメールアドレスを設置します。
 - ・当社監査役へ相談・報告をした者に対し、当該相談・報告をしたことを理由として、当社またはグループ会社において解雇その他の不利な取扱いを行わない旨を周知徹底します。

- ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査役会または各監査役から監査の実施等のために、法律、会計等の専門家から助言を求めるなど所要の費用につき請求があった場合は、その請求が職務執行上、必要でないと認められる場合を除き、請求に応じて支払います。
- ④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 経営規則等において、統括執行役員会議、執行役員会議、経営会議等のグループ経営に関する重要会議に監査役が出席し意見を述べる旨を明確にするとともに、「CSR委員会」等の重要委員会についても同様の規定を各委員会規則に明記します。
 - ・ 監査役は、主要なグループ会社を対象とするグループ監査役会を定期的で開催し、適切な内部統制構築に関する監査の充実を図ります。
 - ・ 監査役は、内部監査部から内部監査結果の報告および財務報告に係る内部統制の評価状況の報告を受けるとともに情報交換を行います。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況

- ・ 反社会的勢力の排除に向け、「東洋紡グループ企業行動憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを掲げて取り組みます。

(9) 運用状況の概要

当社は、上記の体制整備に関する基本方針に基づき、当事業年度において、以下の取り組みを行いました。

- ① 職務の執行の効率性および適正性に関する取り組み
 - ・ 定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を7回開催し、法令および定款に規定された事項、経営上の重要事項の決定、業務執行状況の報告および監督を行いました。
 - ・ 取締役会決議事項に該当しない事項については、重要性に応じて定めた詳細かつ具体的な付議・報告基準に従い、取締役会から委任を受けた統括執行役員会議による決議、または稟議による決裁を行いました。
 - ・ グループ会社の意思決定については、業務の効率性および適正性を確保するため、関係会社管理内規等に定められた重要事項について、取締役会または統括執行役員会議で審議を行いました。
- ② コンプライアンスの推進に関する取り組み

当社は、『順理則裕』の企業理念のもと、「合理的・論理的に考え、行動すること、道理・倫理、人間としての基本姿勢を尊重すること」をコンプライアンスの核としています。

- ・統括執行役員会議メンバーが委員となり、経営の観点からグループ全体のコンプライアンスを推進するコンプライアンス委員会および、その下に具体的取組みを検討、推進するコンプライアンス推進委員会を設置しています。当事業年度は、コンプライアンス委員会を2回、コンプライアンス推進委員会を4回開催し、「感度と報告」をキャッチフレーズに方針・基準の明確化や教育、研修、予防措置の実効性向上に取り組ましました。
 - ・東洋紡グループ企業行動憲章および行動規範である「東洋紡グループ社員行動基準」をグループ従業員に配付するとともに、職場にて読み合わせを実施するなど、ルールの周知徹底に努めました。
 - ・当社9事業所およびグループ会社31社に対して、管理層以上を中心としたコンプライアンスの勉強会を実施するとともに、法令違反等のトピックを掲載したケーススタディを毎月発行するなど、意識向上を図りました。
 - ・コンプライアンス徹底月間には、コンプライアンスアンケートを実施し、順守状況や推進活動に関する課題の把握に努めるとともに、改善に向けた対応を実施しました。
 - ・個別の重点テーマとして、贈収賄、贈答・接待に関する規定やガイドラインの整備を行い、研修会をはじめルールの周知徹底に取り組ましました。
- ③ リスク管理に関する取組み
- ・重要な設備投資および新規事業案件、重要な投融資案件につき、企画審議会または管理審議会で審議し、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスク評価を行い、統括執行役員会議に答申しました。
 - ・個々のリスク管理については、地球環境・安全委員会など各委員会がお客様、株主・投資家、調達先、取引先、地域社会、従業員、地球環境など、各ステークホルダーを意識した取組みを実践し、企業理念『順理則裕』の趣旨、精神の浸透を図りました。
 - ・これらの委員会活動は、CSR委員会が取り組むべき課題を明確にして一元的に監督しました。
 - ・特に、安全・保安防災については、各工場で行った総点検結果をもとに現場の改善を進め、設備・作業の安全化、防災機能の強化を推進しました。また、品質保証についても、「東洋紡グループ品質保証ガイドライン」に沿った改善などを実施し、引き続き品質保証体制の強化に取り組ましました。
- ④ 監査役の監査体制に関する取組み
- ・監査役スタッフを2名置き、監査役の職務を補助しました。
 - ・当社事業部門、スタッフ部門やグループ会社は、監査役に業務状況報告を行ったほか、「組織力強化への取組み」の中で、安全・防災等のリスクマネジメント、コンプライアンス、コミュニケーション、人材育成等に関する監査役監査を受けました。
 - ・監査役は、当社規定に基づき、法令に定められた会議への出席のほか、重要な会議、委員会に出席し、情報収集するとともに、独立した客観的な立場で意見を述べました。

- ・グループ監査役会は4回開催され、各グループ会社の重点課題と取組状況に関する報告、情報交換などにより、当社グループの監査体制の充実が図られました。
- ・内部監査部は、監査役と監査結果の共有を目的として定期的に会合を行うとともに、必要に応じて情報交換および意見交換を行い、連携を強化しました。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、株主の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為に応じるべきか否かのご判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えています。

しかしながら、最近の我が国の資本市場における株券等の大量買付行為の中には、現経営陣の賛同を得ず一方的に行方を強行する動きも見受けられ、①対象会社に対し高値買取の要求を狙う買収である場合や、重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなどして会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合、②株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合、③株主の皆様が十分な検討時間を与えず、また対象会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく行われる買収である場合、④対象会社の企業価値向上のために必要な従業員、取引先、お客様等の利害関係者との関係を損なうおそれのある買収である場合等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の財務および基本理念、事業内容、コアテクノロジーを十分理解し長期的視野に立って企業価値ひいては株主共同の利益を高めることを目的とする者であるべきだと考えます。従いまして、当社が、上記のような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではなく、このような行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み（概要）

当社は、綿紡績を祖業としつつ、その後は化学繊維、合成繊維へと事業を拡大、その後には、フィルム、機能樹脂、スーパー繊維、機能膜、診断薬用酵素等の市場へも参入、以来、これらの製品に代表されるスペシャルティ事業の拡大を進めてきました。130年を超える歴史を通じて、当社は、「重合・変性」「加工」「バイオ」のコア技術を育むとともに、販売、開発、生産が一体となって、顧客の要請にきめ細かく応えていくビジネスモデルをつくり上げてきました。このビジネスモデルをもとに、さらに成長軌道に乗せるため、「不断のポートフォリオ改革」を掲げ、事業の維持・拡大を図っています。

当社は、企業価値を「利益、キャッシュフロー、資産効率等の経済的価値」と「ステークホルダーからの信頼・評価を含めた社会的価値」の両方で構成されると考えており、これら両面から企業価値を高めていきます。

(3) **基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（概要）**

当社は、2017年6月28日に開催された第159回定時株主総会において株主の承認を受け、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新しました。

① **本プランの概要**

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為が行われる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社普通株式を交付する取得条項等を付すことが予定されています。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

② **本プランの有効期間**

本プランの有効期間は、2017年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2020年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(4) **本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由（概要）**

本プランは、以下の理由により、上記(1)の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

- ① 買収防衛策に関する指針（経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）の要件等を完全に充足していること
- ② 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること
- ③ 株主意思を重視するものであること
- ④ 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視
- ⑤ 対抗措置発動に係る合理的な客観的要件の設定

- ⑥ 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
- ⑦ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

<ご参考>

本プランは、2020年3月31日現在のものを記載しています。本プランの有効期間は、2020年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとされているところ、当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、本プランを継続せず、廃止することを決議しました。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	134,935	流動負債	102,096
現金及び預金	14,757	買掛金	22,235
受取手形	3,464	短期借入金	1,107
売掛金	51,006	1年内返済予定の長期借入金	24,672
電子記録債権	2,839	リース負債	8,338
製品	29,816	未払金	66
仕掛品	7,380	未払費用	18,844
材料及び貯蔵品	9,251	未払法人税等	2,063
前払費用	128	未前預賞	2,782
短期貸付	12,711	受引当金	315
その他	3,583	与引当金	17,584
固定資産	286,690	その他	2,454
有形固定資産	176,051	固定負債	157,495
建物	28,444	社債	55,000
構築物	4,388	長期借入金	69,927
機械及び装置	32,020	リース負債	172
車両及び運搬具	79	再評価に係る繰延税金負債	18,655
工具、器具及び備品	3,327	退職給付引当金	12,148
土地	83,473	環境対策引当金	293
リース資産	232	その他	1,301
建設仮勘定	24,087	負債合計	259,591
無形固定資産	2,727	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,406	株主資本	121,523
その他	321	資本剰余金	51,730
投資その他の資産	107,912	資本準備金	32,569
投資有価証券	6,489	資本剰余金	19,224
関係会社株式	79,665	その他資本剰余金	13,344
関係会社出資金	10,177	利益剰余金	37,575
長期貸付金	2,294	その他利益剰余金	37,575
繰延税金資産	6,769	繰越利益剰余金	37,575
その他	2,576	自己株式	△350
貸倒引当金	△58	評価・換算差額等	40,511
資産合計	421,625	その他有価証券評価差額金	868
		繰延ヘッジ損益	△10
		土地再評価差額金	39,654
		純資産合計	162,034
		負債・純資産合計	421,625

損益計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		199,086
売上原価		145,552
売上総利益		53,534
販売費及び一般管理費		37,953
営業利益		15,582
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,141	
その他	1,566	3,707
営業外費用		
支払利息	917	
その他	5,644	6,561
経常利益		12,728
特別利益		
受取保険金	10,647	
その他	419	11,065
特別損失		
減価償却損	1,570	
火災損失	3,112	
固定資産処分損	3,819	
関係会社株式評価損	1,079	
その他	289	9,868
税引前当期純利益		13,926
法人税、住民税及び事業税	2,612	
法人税等調整額	825	3,437
当期純利益		10,489

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	51,730	19,224	13,351	32,575	30,636	△415	114,527	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△3,551		△3,551	
当 期 純 利 益					10,489		10,489	
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩								
自 己 株 式 の 取 得						△3	△3	
自 己 株 式 の 処 分			△6	△6		68	61	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△6	△6	6,938	64	6,996	
当 期 末 残 高	51,730	19,224	13,344	32,569	37,575	△350	121,523	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	2,100	△24	39,654	41,730	156,256
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△3,551
当 期 純 利 益					10,489
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩					
自 己 株 式 の 取 得					△3
自 己 株 式 の 処 分					61
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△1,233	14		△1,218	△1,218
当 期 変 動 額 合 計	△1,233	14	-	△1,218	5,778
当 期 末 残 高	868	△10	39,654	40,511	162,034

個別注記表
第162期（2020年3月期）

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）を採用しています。

子会社及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法を採用しています。

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

(ロ) 時価のないもの…………… 移動平均法による原価法を採用しています。

棚卸資産…………… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金…………… 従業員に対する賞与金の支払いに充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

環境対策引当金…………… 法令に基づいた有害物質の処理等、環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しています。

4. 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しています。

5. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

ヘッジ手段とヘッジ対象…………… 為替変動および金利変動のリスクを、先物為替予約・金利スワップ等の手段を用いてヘッジしています。

ヘッジ方針…………… デリバティブ取引に関する内部規定に基づき、実需の範囲内で行うこととしています。

ヘッジ有効性評価の方法…………… 金利スワップ特例処理適用の要件およびヘッジ対象とヘッジ手段それぞれの相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計の比較により、有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、その適用要件を満たしていることで有効性評価を省略しています。

6. 消費税等の会計処理の方法

税抜き方式によっています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	311,934百万円	
2. 担保に供している資産		
現金及び預金	2百万円	(木管保証金保全協会の担保)

3. 保証債務

関係会社等の金融機関からの借入等に対する債務保証額
(関係会社)

TOYOBO INDUSTRIAL MATERIAL (Thailand) LTD.	3,340百万円
TOYOBO SAHA SAFETY WEAVE Co.,LTD.	2,923
PT. TRIAS TOYOBO ASTRIA	1,646
PT. TOYOBO TRIAS ECOSYAR	1,541
TOYOBO CHEMICALS(Thailand)Co., Ltd.	1,152
Arabian Japanese Membrane Company, LLC	762
日本ダイニーマ(株)	760
PT. INDONESIA TOYOBO FILM SOLUTIONS	533
キャストフィルムジャパン(株)	525
Toyobo Automotive Textiles (CHANGSHU) CO., LTD.	378
PHP Fibers GmbH	167
ゼノマックスジャパン(株)	87
小計	13,816

(関係会社以外)

従業員住宅貸金 (2件)	2
小計	2
計	13,817

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	27,593百万円	短期金銭債務	31,849百万円
長期金銭債権	2,255百万円	長期金銭債務	82百万円

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法…………… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日…………… 2002年（平成14年）3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
… 30,660百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	51,361百万円
仕入高	27,982百万円
営業取引以外の取引高	21,926百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末自己株式数	普通株式	237,610株
-------------	------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	934百万円
棚卸資産評価減	413
退職給付引当金	4,583
減損損失	565
投資有価証券評価減	1,478
減価償却超過額	195
合併引継有価証券	105
資産除去債務	310
火災関連損失	1,114
その他	1,202
繰延税金資産小計	10,899
評価性引当額	△1,112
繰延税金資産合計	9,787

(繰延税金負債)

適格事後設立	△2,269百万円
その他有価証券評価差額金	△366
その他	△383
繰延税金負債合計	△3,018
繰延税金資産の純額	6,769

上記の他、再評価に係る繰延税金負債18,655百万円を固定負債に計上しています。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (注7)	科 目	期末残高 (注7)
子 会 社	東洋紡STC(株)	直接 100%	当社が各種製品を販売 役員の兼任等…有	製品を販売 (注1)	41,479	売 掛 金	10,101
				資金の貸付 (注2)	5,878 (注3)	短期貸付金	5,348
				利息の受取	42	—	—
子 会 社	御幸毛織(株)	直接 100%	当社に資金を預入 役員の兼任等…有	資金の預り (注4)	6,171 (注3)	預 り 金	6,900
				利息の支払	18	—	—
子 会 社	金江商事(株)	直接 100%	—	債権放棄(注5)	1,213	—	—
子 会 社	東洋紡エンジニアリング(株)	直接 100%	当社の建物・機械装置の 設計および施工を請負 役員の兼任等…有	当社の建物・機械装 置の設計・施工を請 負(注6)	19,889	未 払 金	9,054
				資金の預り (注4)	3,725 (注3)	預 り 金	5,053
				利息の支払	9	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社は、製品を市場価格を勘案の上決定した価格により販売しています。

ただし、繊維製品については、当社の総原価に一定の利益を加えた価格によっています。

(注2) 資金の貸付については市場金利を勘案して決定しています。なお、担保は受け入れていません。

(注3) 資金の貸付および預りについてはCMS（キャッシュマネジメントシステム）による取引金額が含まれており、取引金額は期中の平均残高を記載しています。

(注4) 資金の預りについては市場金利を勘案して決定しています。

(注5) 債権放棄については、金江商事(株)の清算終了により行ったものです。

(注6) 建物・機械装置の設計および施工については、市場価格を勘案の上決定した価格によっています。

(注7) 取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,824円48銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 118円12銭 |

重要な後発事象に関する注記

(社債発行の決議)

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、国内無担保普通社債の発行について包括決議を行いました。概要は以下のとおりです。

- | | |
|----------|--|
| (1) 発行総額 | 20,000百万円以下
ただし、この範囲内で複数回の発行を妨げない。 |
| (2) 発行価額 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| (3) 利率 | 社債と同年限の日本国債流通利回り+1.0%以下 |
| (4) 払込期日 | 2020年4月25日から2021年3月31日まで
ただし、本期間中に募集がなされた場合は、払込期日が本期間後であっても含まれるものとする。 |
| (5) 償還期限 | 5年以上10年以内 |
| (6) 償還方法 | 満期一括償還
ただし、買入消却条項を付すことができる。 |
| (7) 資金使途 | 借入金返済資金、社債償還資金、有価証券の取得資金（M&Aによる株式取得資金を含む）、運転資金および設備資金 |
| (8) 特約条項 | 本社債について「担保提供制限条項」を付すものとする。 |
| (9) その他 | 会社法第676条各号に掲げる事項およびその他社債発行に必要な一切の事項の決定は、上記の範囲内で財務部統括役員に一任することとする。 |

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

東洋紡株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野友之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田徹雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋盛子	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋紡株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第162期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の通り、新型コロナウイルス感染症に対しては、グループ従業員の安全を確保しながら、適切に対応していくことを確認しております。監査役会としましては、今後もその対応を注視してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

なお、事業報告の「会社の支配に関する基本方針」に記載の通り、2020年4月24日開催の取締役会において、第162回定時株主総会の終結の時をもって、当社株式の大量買付行為への対抗策（買収防衛策）を継続しないことを決議しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

東洋紡株式会社 監査役会

監査役(常勤) 永 田 種 昭 ㊟

監査役(常勤) 飯 塚 康 広 ㊟

監 査 役 竹 中 史 郎 ㊟

監 査 役 杉 本 宏 之 ㊟

(注) 監査役 竹中 史郎及び監査役 杉本 宏之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

2021年1月19日

東洋紡株式会社

代表取締役 檜原 誠 慈

